



# F

# P

# 瓦

# 版

今月は、相続対策として効果的な生命保険の使い方です。

利用する保険は「終身保険」で保険料支払期間中は、保険をやめたら返ってくるお金（＝解約返戻金）が少ないが、支払終了後、解約返戻金が払った保険料以上になって戻ってくる特徴を利用します。このタイプの保険を「低解約返戻型終身保険」と呼びます。

まずは、以下の様に保険に加入します。

契約者）被相続人

被保険者）相続人

保険金受取人）被相続人

この形で契約すると、被相続人に万が一があった場合、相続人が「終身保険」の権利を相続します。

例えば、右の表は 50 歳の男性が相続人＝被保険者で、年間保険料が約 122 万円の保険に加入した場合の、保険料と解約返戻金の推移の表です。

保険料支払い期間は、15 年です。

一番右側の解約返戻率にあるように、払込期間中は、50%～70%と返戻金が少ないがその後はグッと増えます。

この終身保険に加入するメリットは、保険（権利）は、被相続人が亡くなった際の「解約返戻金額」が相続財産額となることです。

要は、「現金のままで財産を残すなら保険を利用して、相続財産の評価額を下げる可以降低ることができる」ことです。

解約返戻金推移

保険年度	年齢	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率
1	51	122.7	56.6	46.1%
2	52	245.4	140.6	57.3%
3	53	368.1	225.7	61.3%
4	54	490.8	312.1	63.6%
5	55	613.4	399.7	65.1%
6	56	736.1	488.7	66.4%
7	57	858.8	579.2	67.4%
8	58	981.5	671.1	68.3%
9	59	1,104.2	764.7	69.2%
10	60	1,226.8	860.1	70.1%
11	61	1,349.5	954.6	70.7%
12	62	1,472.2	1,051.1	71.3%
13	63	1,594.9	1,149.6	72.0%
14	64	1,717.6	1,250.3	72.7%
15	65	1,840.2	1,353.4	73.5%
16	66	1,840.2	1,955.0	106.2%
17	67	1,840.2	1,976.0	107.3%
18	68	1,840.2	1,996.7	108.5%

このケースの場合、例えば加入 1 年目に相続が起こると、約 122 万円保険料を払ったけれど評価額は約 56 万円になり、現金で渡すよりも 55%も相続財産を少なくできます。

現預金が多い方や定期的に家賃収入があり相続財産が増えてしまう方などには効果的な対策です。このケースは生前贈与を利用しませんから、贈与契約書の作成が不要ですし、また名義預金を疑われることもありませんから簡単に実行が可能です。